

議案第23号

令和5年度鹿児島県港湾整備事業特別会計予算

令和5年度鹿児島県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,692,543千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和5年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2,245,295
	1 使用料	2,245,295
2 財産収入		39,025
	1 財産運用収入	39,025
3 繰入金		643,327
	1 一般会計繰入金	642,064
	2 共生・協働の地域社会づくり基金繰入金	1,263
5 諸収入		69,673
	1 雑収入	69,673
6 県債		4,695,223
	1 県債	4,695,223
歳入合計		7,692,543

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 7,692,543
	1 港湾整備事業費	3,139,975
	2 公債費	4,552,568
歳出合計		7,692,543

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 整 備 事 業	6 ~ 7 ^{年度}	881,000 ^{千円}

第3表 地 方 債

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
埠頭用地造成事業費	1,814,000 ^{千円}	(借入方法) 証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 (その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。	年 7.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。
上屋建造事業費	369,000			
借 換 債	2,512,223			
計	4,695,223			